

令和7年度健康福祉月間実施要領

1 趣 旨

この要領は、健康福祉月間実施要綱に基づき、令和7年度における健康福祉月間の運営について必要な事項を定める。

2 期 間

令和7年10月1日（水）から10月31日（金）まで

3 実施内容

この実施内容は、主に県が実施する事項について定める。

なお、市町、学校、各種団体に対しては、健康福祉月間が意義あるものとなるよう、この実施内容を参考とした主体的な取組を依頼する。

(1) 標語等の一般公募

ア 標語の募集

健康福祉月間を県民に周知し、健康づくりや福祉活動への理解と関心を高めるための標語を、児童・生徒、一般県民から募集する。

イ 作文の募集

日常生活の中で健康や福祉について感じたことや、多くの人に知ってもらいたいことなどを内容とする作文を、児童・生徒、一般県民から募集する。

ウ 表彰

優秀作品を選考のうえ、最優秀賞受賞者については10月に開催される山口県総合社会福祉大会で表彰を行う。

(2) 社会福祉に功労のあった者に対する顕彰

山口県総合社会福祉大会において、県知事表彰を行う。

(3) 広報

各種広報媒体を活用し、健康福祉月間の広報に努めるとともに、市町や市町社会福祉協議会等関係機関・団体の広報紙等への掲載について依頼する。